



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則（行政管理課）…………… 1

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（国際物流商業課）…………… 3

訓 令

- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令（行政管理課）…………… 4

公安委員会事項

- 更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第66号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則を廃止する規則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成23年沖縄県規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年12月10日から施行する。

告 示

沖縄県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 八重山郡与那国町字与那国樽舞3765番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 自衛隊駐屯地用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第633号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のし

ゅん功を次のとおり認可した。

平成26年12月9日

本部港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成26年11月13日 沖縄県指令土第1208号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 本部町字崎本部4639番5、4639番6及び5201番の地先公有水面並びに4297番1及び4639番4に接する無地番地の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑭までの地点を順次に結んだ線、⑭の地点から⑳までの地点を順次に結ぶ昭和51年12月16日付け沖縄県告示第447号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線 (D.L. +1.95メートルより決定) 及び①の地点と㉑の地点を結ぶ線に囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点(島9)浜崎から(北緯26度39分03秒2410、東経127度52分53秒7098)から187度13分42秒1,419.051メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から166度06分07秒19.509メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から264度17分22秒0.111メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から165度50分14秒19.998メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から84度41分08秒0.086メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から166度01分51秒120.324メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から252度53分50秒0.095メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から165度54分49秒19.985メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から148度19分28秒0.011メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から165度56分57秒19.944メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から189度04分17秒0.121メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から165度56分57秒19.985メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から76度03分25秒94.223メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から138度41分49秒12.787メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から76度00分32秒17.533メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から68度53分44秒7.754メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から54度35分07秒7.907メートルの地点
 - ⑱の地点 ⑰の地点から40度11分44秒7.826メートルの地点
 - ⑲の地点 ⑱の地点から34度44分10秒4.330メートルの地点
 - ⑳の地点 ⑲の地点から39度47分13秒8.654メートルの地点
 - ㉑の地点 ㉑の地点から46度31分52秒8.653メートルの地点
 - ㉒の地点 ㉒の地点から319度55分12秒1.550メートルの地点
 - ㉓の地点 ㉓の地点から53度16分08秒8.835メートルの地点
 - ㉔の地点 ㉔の地点から58度59分42秒6.187メートルの地点
 - ㉕の地点 ㉕の地点から151度21分39秒5.869メートルの地点
 - ㉖の地点 ㉖の地点から44度17分43秒2.587メートルの地点
 - ㉗の地点 ㉖の地点から58度04分17秒1.660メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉗の地点から67度25分39秒6.609メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉘の地点から70度04分34秒0.828メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から62度08分04秒4.138メートルの地点
 - ㉛の地点 ㉚の地点から12度08分39秒8.014メートルの地点
 - ㉜の地点 ㉛の地点から72度03分44秒9.364メートルの地点
 - ㉝の地点 ㉜の地点から76度52分22秒3.791メートルの地点
 - ㉞の地点 ㉝の地点から88度19分34秒5.648メートルの地点

- ⑳の地点 ㉑の地点から93度42分39秒9.410メートルの地点
 ㉒の地点 ㉓の地点から100度27分05秒9.410メートルの地点
 ㉔の地点 ㉕の地点から107度11分42秒9.411メートルの地点
 ㉖の地点 ㉗の地点から110度58分21秒3.607メートルの地点
 ㉘の地点 ㉙の地点から131度24分02秒6.679メートルの地点
 ㉚の地点 ㉛の地点から110度43分02秒2.247メートルの地点
 ㉜の地点 ㉝の地点から93度00分46秒5.499メートルの地点
 ㉞の地点 ㉟の地点から334度29分19秒20.574メートルの地点
 ㊱の地点 ㊲の地点から297度11分37秒13.860メートルの地点
 ㊳の地点 ㊴の地点から323度00分51秒16.113メートルの地点
 ㊵の地点 ㊶の地点から291度52分18秒143.568メートルの地点
 ㊷の地点 ㊸の地点から255度45分38秒3.968メートルの地点
 ㊹の地点 ㊺の地点から345度03分46秒3.162メートルの地点
 ㊻の地点 ㊼の地点から255度58分37秒74.565メートルの地点
 ㊽の地点 ㊾の地点から256度11分29秒20.035メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から346度00分47秒89.999メートルの地点

(3) 面積 25,000.44平方メートル

- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成22年2月2日 沖縄県指令土第56号
 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 本部町

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月9日から平成27年4月9日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番1、505番3及び505番8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 支配人 後藤裕司
- 3 届出年月日 平成26年10月16日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 変更前 (仮称) ドン・キホーテうるま店
 変更後 MEGAドン・キホーテうるま店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 変更前 次の表のとおり
 変更後 次の表のとおり
 （「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 平成25年11月29日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年12月9日から平成27年4月9日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番1、505番3及び505番8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 支配人 後藤裕司
- 3 届出年月日 平成26年10月16日
- 4 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及びうるま市経済部商工観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更する年月日 平成26年11月29日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

訓 令

沖縄県訓令第107号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年12月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（平成23年沖縄県訓令第47号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第11号

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月9日

沖縄県公安委員会

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「法第101条第5項」を「法第101条第6項」に改め、同条第2号中「法第101条の2第3項」を「法第101条の2第4項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第9条を次のように改める。

（初回更新者講習の対象者）

第9条 初回更新者講習の対象者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（第7条第3号の者を除く。）で、第6条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前5年間又は特定失効者（第6条第3号及び第7条第2号の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為若しくは政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為若しくは政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為をしたことがないもの（当該軽微違反行為をし、よって交通事故を起こした場合にあっては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第72条第1項前段の規定に違反していないときに限る。）

(2) 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）

第16条第2号本文中「特定失効者」の次に「及び特定取消処分者」を加え、同号ただし書中「特定失効者が」を削る。

第17条中「府令様式第12号」を「府令別記様式第12」に、「府令様式第18号」を「府令別記様式第18」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（留意事項）

第21条 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）のうち、最近の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明するものとする。

2 初回更新者講習において、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対し、自動二輪車の二人乗りに関する資料等を配布して、教育の機会について説明するものとする。

別表第4中4の項を次のように改める。

4 運転適性についての診断と指導 (1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
--	---	---	-----

別表第5中4の項を次のように改める。

4 運転適性についての診断と指導 (1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分
--	---	---	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--